

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6	
保存 期間	常(0)年	年 月 日まで

会第 131 号
令和 5 年 3 月 8 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察総合評価委員会設置要領の制定について（通達）

警察本部が実施する総合評価落札方式の一般競争入札における落札者の決定基準及び技術所見の審査については、「岐阜県警察総合評価委員会設置要領」（平成26年2月14日付け会第97号。以下「旧要領」という。）に基づき運用しているところ、この度、組織改編等に伴い、新たに別添のとおり「岐阜県警察総合評価委員会設置要領」を制定し、令和5年3月24日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要領については廃止する。

別添

岐阜県警察総合評価委員会設置要領

1 設置

岐阜県が行う建設工事のうち、岐阜県警察が一般競争入札方式で発注する工事において、入札参加希望者に、工事価格及び技術力（施工能力、企業能力等の技術的な能力をいう。以下同じ。）をもって申請をさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）について、技術力の審査等を行う組織として、岐阜県警察総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

(1) 総合評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 技術力を求める範囲の決定

イ 落札者決定基準

ウ 技術所見等の審査

エ 各評価項目の得点の決定

(2) 総合評価委員会は、申請者から提出された技術所見に関し、施工の確実性、安全性、経済性等について審査を行うものとする。

3 総合評価委員会の構成

(1) 総合評価委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長及び委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 総合評価作業部会の設置

(1) 総合評価委員会の下に、落札者決定基準、技術所見等の内容の検討を行うため、岐阜県警察総合評価作業部会（以下「総合評価作業部会」という。）を設置する。

(2) 総合評価作業部会は、部会長及び部員をもって構成する。

(3) 部会長及び部員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会議

(1) 委員長は、2に定める所掌事務に応じて、速やかに総合評価委員会を開催するものとする。ただし、委員長に事故等があるときは、総務室参事官がこれを代行するものとする。

(2) 総合評価委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって開催するものとする。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、総合評価委員会に関係職員等の出席を求めることができるものとする。

(4) 総合評価委員会は非公開を原則とする。

(5) 総合評価作業部会の会議については、(1)から(4)までの規定を準用するものとする。ただし、部会長に事故等があるときには、総務室会計課次席がこれを代行するものとする。

6 庶務

総合評価委員会及び総合評価作業部会の庶務は、総務室会計課において行う。

附 則（令和5年3月8日付け会第131号）

この要領は、令和5年3月24日から施行する。

別表 1

委員長	総務室長
委員	総務室参事官、総務室会計課長、監査室長、当該工事を担当する所属（以下「事業所属」という。）の長、事業所属の属する部（室）の管理監（庶務）、総務室管理監、総務室会計課調査官（予算）、総務室会計課次席及び委員長が指定する者

別表 2

部会長	総務室会計課長
部員	監査室長、総務室管理監、総務室会計課調査官（予算）、総務室会計課次席、当該工事を担当する所属の担当者（庶務を含む。）及び部会長が指定する者